



山形県公報

平成29年3月31日(金)

号 外 (11)

目 次

条 例

○山形県県税条例等の一部を改正する条例…………… (税 政 課) …… 3

この号で公布された条例のあらまし

◇ 山形県県税条例等の一部を改正する条例 (県条例第27号) (税政課)

1 山形県県税条例の一部改正

(1) 県民税

土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止措置を平成32年3月31日まで延長することとした。(附則第9条第4項関係)

(2) 不動産取得税

次に掲げる措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした。(附則第13条の9第2項並びに附則第14条の3第1項、第3項及び第4項関係)

イ サービス付き高齢者向け住宅である新築貸家住宅の取得に係る課税標準及び当該住宅の用に供する土地の取得に係る税額の特例措置

ロ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得する事業の用に供する施設に係る税額の減額措置

ハ 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後2年以内に改修工事を行った後、当該住宅を個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に係る税額の減額措置

(3) 自動車取得税

イ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車の税率を軽減する特例措置について、対象となる自動車の見直しを行った上で、その適用期限を平成30年3月31日まで延長することとした。(附則第15条の2の2及び附則第15条の2の2の3第1項～第5項関係)

ロ 次に掲げる措置の適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした。(附則第15条の2の2の3第6項～第11項、附則第15条の2の2の4及び附則第25条関係)

(イ) 路線バス等のうち、ノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置

(ロ) 路線バス等のうち、リフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置

(ハ) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、ユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置

(ニ) 車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるバス等で初めて新規登録

等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置

(ホ) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、知事が地域住民の生活上必要と認めて指定した路線の運行の用に供する一般乗合用のバスを取得した場合の非課税措置

(ハ) 自動車持出困難区域内の自動車の所有者等が代替の自動車を取得した場合において、当該代替の自動車の取得に対する納税義務を免除する特例措置

ハ 車両総重量が12トンを超えるバス等であつて、車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、当該取得に係る課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第15条の2の2の3第12項関係）

(4) 軽油引取税

船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、平成30年3月31日までに重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第6条第1項等の規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、軽油引取税を課さないこととした。（附則第15条の2の3第4項関係）

(5) 自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、対象となる自動車の見直しを行った上で、その適用期限を平成31年3月31日まで延長することとした。（附則第15条の3関係）

- 2 山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正
租税特別措置法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- 3 この条例は、平成29年4月1日から施行することとした。

条 例

山形県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第27号

山形県県税条例等の一部を改正する条例

(山形県県税条例の一部改正)

第1条 山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第35条の2中「第32条第13項の申告書」を「第32条第13項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第15項の申告書」を「同条第15項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に改める。

第49条の2第6項中「おいては」を「は」に、「、同表」を「、それぞれ同表」に改め、「にそれぞれ読み替えるもの」を削る。

第160条中「よつて」を「より」に、「こえる」を「超える」に改める。

附則第9条第4項中「平成29年3月31日まで」を「平成32年3月31日まで」に改める。

附則第13条の9第2項並びに附則第14条の3第1項、第3項及び第4項中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

附則第14条の5中「法第388条第1項の」を削り、「の修正基準」を「に規定する修正基準」に改める。

附則第15条の2の2第5項中「ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第27項に規定するものに限る。）」を「次に掲げる自動車」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に、「第11項まで」を「第12項まで」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第23項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第24項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第25項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ロ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第15条の2の2第5項を同条第8項とし、同条第4項中「前2項」を「第2項から前項まで」に、「第11項まで」を「第12項まで」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「100分の60」を「100分の75」に改め、同項第1号イを削り、同号ロ中「附則第4条の5第20項」を「附則第4条の5第18項」に改め、同号ロ(イ)を次のように改める。

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

附則第15条の2の2第4項第1号ロ中(ロ)を削り、(ハ)を(ロ)とし、同号ロを同号イとし、同号ハ中「附則第4条の5第21項」を「附則第4条の5第19項」に改め、同号ハ(イ)を次のように改める。

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

附則第15条の2の2第4項第1号ハ中(ロ)を削り、(ハ)を(ロ)とし、同号ハを同号ロとし、同項第2号イ中「附則第4条の5第22項」を「附則第4条の5第20項」に改め、同号イ(イ)を次のように改める。

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第15条の2の2第4項第2号イ中(ロ)を削り、(ハ)を(ロ)とし、同号ロ中「附則第4条の5第23項」を「附則第4条の5第21項」に改め、同号ハ中「7.5トン」を「3.5トン」に、「附則第4条の5第24項」を「附則第4条の5第22項」に改め、同号ハ(イ)を次のように改める。

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第15条の2の2第4項第2号ニ及びホを削り、同項を同条第7項とし、同条第3項中「前項」を「前3項」に、「第11項まで」を「第12項まで」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「100分の40」を「100分の50」に改め、同項第1号イ及びロを削り、同号ハ中「附則第4条の5第12項」を「附則第4条の5第10項」に改め、同号ハ(イ)を次のように改める。

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

附則第15条の2の2第3項第1号ハ中(ロ)を削り、(ハ)を(ロ)とし、同号ハを同号イとし、同号ニ中「附則第4条の5第13項」を「附則第4条の5第11項」に改め、同号ニ(イ)を次のように改める。

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

附則第15条の2の2第3項第1号ニ中(ロ)を削り、(ハ)を(ロ)とし、同号ニを同号ロとし、同項第2号イ中「附則第4条の5第14項」を「附則第4条の5第12項」に改め、同号イ(イ)を次のように改める。

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第15条の2の2第3項第2号イ中(ロ)を削り、(ハ)を(ロ)とし、同号ロ中「附則第4条の5第15項」を「附則第4条の5第13項」に改め、同号ハ中「7.5トン」を「3.5トン」に、「附則第4条の5第16項」を「附則第4条の5第14項」に改め、同号ハ(イ)を次のように改める。

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第15条の2の2第3項第2号ニ及びホを削り、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第15条の2の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第114条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第15項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので

施行規則附則第4条の5第16項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第17項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(イ) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ロ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2第2項中「（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条及び附則第15条の2の2の3において同じ。）」を削り、「同条第6項から第11項まで」を「前項又は附則第15条の2の2の3第6項から第12項まで」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「前項」を「第1項」に、「100分の20」を「100分の25」に改め、同項第1号中「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第15条の2の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第15条の2の2の3において同じ。）」を削り、同号イ及びロを削り、同号ハ中「附則第4条の5第3項」を「附則第4条の5第2項」に改め、同号ハ(イ)を次のように改める。

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

附則第15条の2の2第2項第1号ハ中(ロ)を削り、(ハ)を(ロ)とし、同号ハを同号イとし、同号ニ中「附則第4条の5第4項」を「附則第4条の5第3項」に改め、同号ニ(イ)を次のように改める。

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

附則第15条の2の2第2項第1号ニ中(ロ)を削り、(ハ)を(ロ)とし、同号ニを同号ロとし、同項第2号イ中「附則第4条の5第5項」を「附則第4条の5第4項」に改め、同号イ(イ)を次のように改める。

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第17項に規定するもの（以下この条において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。

b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものと

して定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第18項に規定するもの（以下この条において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第15条の2の2第2項第2号イ中(ロ)を削り、(ハ)を(ロ)とし、同号ロ中「附則第4条の5第6項」を「附則第4条の5第5項」に改め、同号ハ中「7.5トン」を「3.5トン」に、「附則第4条の5第7項」を「附則第4条の5第6項」に改め、同号ハ(イ)を次のように改める。

(イ) 次のいずれかに該当すること。

- a 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第21項に規定するもの（以下この条において「平成28年輕油重量車基準」という。）に適合すること。
- b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第22項に規定するもの（以下この条において「平成21年輕油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第15条の2の2第2項第2号ニ及びホを削り、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は附則第15条の2の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第114条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第7項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第15条の2の2の3において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第8項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第15条の2の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第15

条の2の2の3において同じ。)のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第4条の5第9項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第15項に規定するもの(以下この号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ロ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第16項に規定するもの(以下この号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2第1項の次に次の1項を加える。

- 2 ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第15条の2の2の3第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第15条の2の2の3において同じ。)(車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第1項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等(道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。以下この条及び附則第15条の2の2の3において同じ。)を受けるものの取得(同条第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第114条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下「排出ガス保安基準」という。)で施行規則附則第4条の4第9項に規定するもの(以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

ロ 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第10項に規定するもの(以下この条及び附則第15条の2の2の3において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

- (2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下「エネルギー消費効率」という。)が施行規則附則第4条の4第11項に規定するエネルギー消費効率(以下この条及び附則第15条の2の2の3において「基準エネルギー消費効率」という。)であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び附則第15条の2の2の3において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第15条の2の2の3第1項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項

第2号中「附則第12条の2の2第2項第2号」を「附則第12条の2第2項第2号」に改め、同項第3号中「附則第4条の4第4項」を「附則第4条の4第5項」に、「附則第4条の4第5項」を「附則第4条の4第6項」に、「附則第4条の4第6項」を「附則第4条の4第7項」に改め、同項第4号中「附則第12条の2の2第2項第4号」を「附則第12条の2第2項第4号」に改め、同項第5号イ(ハ)中「100分の180」を「100分の195」に改め、同項第7号中「附則第12条の2の2第2項第5号ニ」を「附則第12条の2第2項第6号ハ」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「附則第12条の2の2第2項第5号イ」を「附則第12条の2第2項第6号イ」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 法附則第12条の2第2項第5号に掲げる石油ガス自動車

附則第15条の2の2の3第2項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 附則第15条の2の2第2項又は第3項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) ガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のトラックであつて、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第5項に規定するもの

イ 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

(3) 附則第15条の2の2第3項第2号ハに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第15条の2の2の3第3項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項第1号中「附則第15条の2の2第3項第1号」を「附則第15条の2の2第4項第1号又は第5項第1号」に改め、同項第2号イ中「附則第4条の6第7項」を「附則第4条の6第6項」に改め、同号イ(ハ)中「100分の150」を「100分の180」に改め、同号ロ中「附則第4条の6第8項」を「附則第4条の6第7項」に改め、同項第3号中「附則第15条の2の2第3項第2号ニ又はホ」を「附則第15条の2の2第5項第2号ハ」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 附則第15条の2の2第4項第2号に掲げる石油ガス自動車

附則第15条の2の2の3第4項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 附則第15条の2の2第6項第1号又は第7項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第8項に規定するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第9項に規定するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。

(3) 附則第15条の2の2第6項第2号に掲げる石油ガス自動車

(4) 附則第15条の2の2第7項第2号ハに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第15条の2の2の3第5項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 附則第15条の2の2第8項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第10項に規定するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の6第11項に規定するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の132を乗じて得た数値以上であること。

(3) 附則第15条の2の2第8項第2号に掲げる石油ガス自動車

附則第15条の2の2の3第6項から第8項までの規定中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同条第9項中「平成29年3月31日（第4号）」を「平成31年3月31日（第3号）」に、「平成28年10月31日」を「平成30年10月31日」に改め、同項第1号中「（第11項）」を「（第11項及び第12項）」に、「及び第11項」を「から第11項まで」に改め、同項第2号中「及び第11項」を「から第11項まで」に改め、同項第4号を削り、同条第10項中「前項第4号」を「次」に、「当該取得が平成28年11月1日から平成29年3月31日まで」を「第1号に掲げるトラックにあつては当該取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、第2号に掲げるトラックにあつては当該取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日まで」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

附則第15条の2の2の3第11項中「平成29年3月31日（第5号）」を「平成31年3月31日（第4号）」に、「平成28年10月31日」を「平成30年10月31日」に改め、同項第5号を削り、同条第12項中「附則第4条の6の2第15項及び第16項」を「附則第4条の6の2第17項及び第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 車両総重量が12トンを超えるバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第4条の6の2第15項に規定するものに適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（同条第16項に規定するものに限る。）で

初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。

附則第15条の2の2の4中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（自動車取得税の賦課徴収の特例）

第15条の2の2の5 知事は、自動車取得税の賦課徴収に関し、自動車が法附則第12条の2第2項、附則第15条の2の2第2項から第8項まで又は附則第15条の2の2の3第1項から第5項までに規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につきこれらの規定の適用を受ける自動車（以下この項において「非課税対象車等」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき非課税対象車等に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第4条の6の3に規定するものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 知事は、納付すべき自動車取得税の額について不足額があることを第117条第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について法第129条第1項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、同条第2項の規定その他の自動車取得税に関する規定（法第132条及び第133条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における法第129条第2項の規定による決定により納付すべき自動車取得税の額は、前項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2の3第4項中「おいては」を「は、前項の規定の適用があるときを除き」に、「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、平成30年3月31日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第125条第1項（第3号に係る部分に限る。）及び同条第3項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

(1) 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成11年法律第60号）第6条第1項（同法第7条第8項及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成12年法律第145号）第5条第7項において準用する場合を含む。）

(2) 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成16年法律第113号）第10条第1項

(3) 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成27年法律第77号）第7条第1項（同法第8条第8項及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律第5条第7項において準用する場合を含む。）

附則第15条の3第1項第1号中「平成16年3月31日」を「平成18年3月31日」に改め、同項第2号中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改め、同条第2項第2号中「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第4号及び第5号において「排出ガス保安基準」という。）」を「排出ガス保安基準」に、「この号」を「この号及び第4項第

2号」に改め、同項第3号中「いう」を「いう。第4項第3号において同じ」に改め、同項第4号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第80条第1号イに規定する」及び「（次項において「エネルギー消費効率という。）」を削り、「ものに」を「もの（第4項及び第5項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に」に、「もの（次項）」を「もの（次項から第5項まで）」に改め、同項第5号中「除く」を「除く。第4項第5号において同じ」に、「ものに」を「もの（第4項第5号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に」に改め、同条に次の2項を加える。

4 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、第136条の規定にかかわらず、第2項の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第9項に規定するものに適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第10項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第5条の2第11項に規定するもの（次項において「平成30年窒素酸化物排出許容限度」という。）の2分の1を超えないもので同条第12項に規定するもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので同条第13項に規定するもの

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第14項に規定するものに適合するもの又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するもの

5 エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第15項に規定するもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので同条第16項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、第136条の規定にかかわらず、第3項の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

附則第15条の3の次に次の1条を加える。

（自動車税の賦課徴収の特例）

第15条の3の2 知事は、自動車税の賦課徴収に関し、自動車が前条第2項から第5項までに規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第2項から第5項までの規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当する

かどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第5条の2の2に規定するものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 知事は、納付すべき自動車税の額について不足額があることを第138条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定（第140条から第141条までの規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第25条第1項中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

（山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）

第2条 山形県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例（平成28年3月県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第10条第6項第4号」を「第10条第8項第5号」に、「第42条の4第6項第4号」を「第42条の4第8項第6号」に、「第68条の9第6項第4号」を「第68条の9第8項第5号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成28年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

- 4 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

- 5 知事は、納付すべき自動車取得税（施行日前の自動車の取得に対するものに限る。）の額について不足額があることを山形県県税条例第117条第1項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る自動車の取得者以外の者（以下この項及び次項において「第三者」という。）にあるときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第129条第4項の規定による通知をする前に、当該第三者（地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号。以下「改正令」という。）附則第6条第1項に規定する者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対し、当該不足額に係る自動車取得税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を当該不足額に係る自動車について同法第129条第1項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、同条第2項の規定

- その他の自動車取得税に関する規定（同法第132条及び第133条の規定を除く。）を適用する。
- 6 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。
（軽油引取税に関する経過措置）
- 7 新条例附則第15条の2の3第4項及び第5項の規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。
（自動車税に関する経過措置）
- 8 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 9 知事は、納付すべき自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを山形県県税条例第138条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る自動車の所有者以外の者（以下この項及び次項において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（改正令附則第7条第1項に規定する者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対し、当該不足額に係る自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定（同条例第140条から第141条までの規定を除く。）を適用する。
- 10 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。